

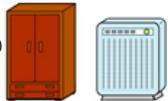
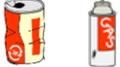
第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別区分

本市では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ等(大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ)、資源物(びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類(指定8品目)、使用済小型家電、剪定枝)の4種13分別(動物死体除く)を行っています。

表1 ごみの分別区分

分別区分	内容例
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ、紙ごみ(ティッシュ)など 落ち葉・雑草・燃やせるごみに該当する枝幹(家庭菜園等で育てた植物を除く) 紙おむつ・尿取りパット、リハビリパンツ(使い捨ておしりふきを 含む) など 
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> 金属類(指定8品目以外のもの)、陶磁器・ガラス類、プラスチック製品、資源物として出せないびん 小型家電製品(資源物の「使用済小型家電」を除く) など 蛍光灯・乾電池、ボタン電池(CR・BR形式) 
大型ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> 大型ごみ(一辺の長さが50cmを超え2m以下のもの) 特定大型ごみ(指定品目で一辺の長さが1mを超え、2m以下のもの) 特定粗大ごみ(収集運搬時に危険性があるもの) 
資源物	びん <ul style="list-style-type: none"> 飲食用、薬品、化粧品のガラスびん 
	かん <ul style="list-style-type: none"> 飲食用のかん、スプレーかん 
	ペットボトル <ul style="list-style-type: none"> 飲食用のペットボトル 
	古紙類 <ul style="list-style-type: none"> 新聞(チラシ)、ダンボール、本・雑誌、雑紙、シュレッダーで裁断した紙、飲料用紙パック 
	衣類・布類 <ul style="list-style-type: none"> 衣類・布類・革製品・その他(かばん・ぬいぐるみなど) 
	プラスチック製容器包装類 <ul style="list-style-type: none"> 商品・製品等の容器や包装でプラスチック製のもの 
	廃食用油 <ul style="list-style-type: none"> サラダ油などの植物性の食用油 
	金属類(指定8品目) <ul style="list-style-type: none"> なべ、やかん、フライパン、スプーン、おろし金、焼網、ボウル、ざる 
	使用済小型家電 <ul style="list-style-type: none"> 30cm×15cmの回収ボックスの投入口に入り、奥行き30cm程度の大きさで、電気・電池で動くもの 
	剪定枝 <ul style="list-style-type: none"> 枝、幹、切り株 
動物死体	<ul style="list-style-type: none"> 動物の斃死体・轢死体、犬・猫等の小動物の死体

注) 燃やせるごみは、事業系一般廃棄物を含む

2 ごみ処理フロー

本市のごみは、図5に示すごみ処理フローにしたがって、収集運搬・中間処理・最終処分(資源化を含む)を行っています。

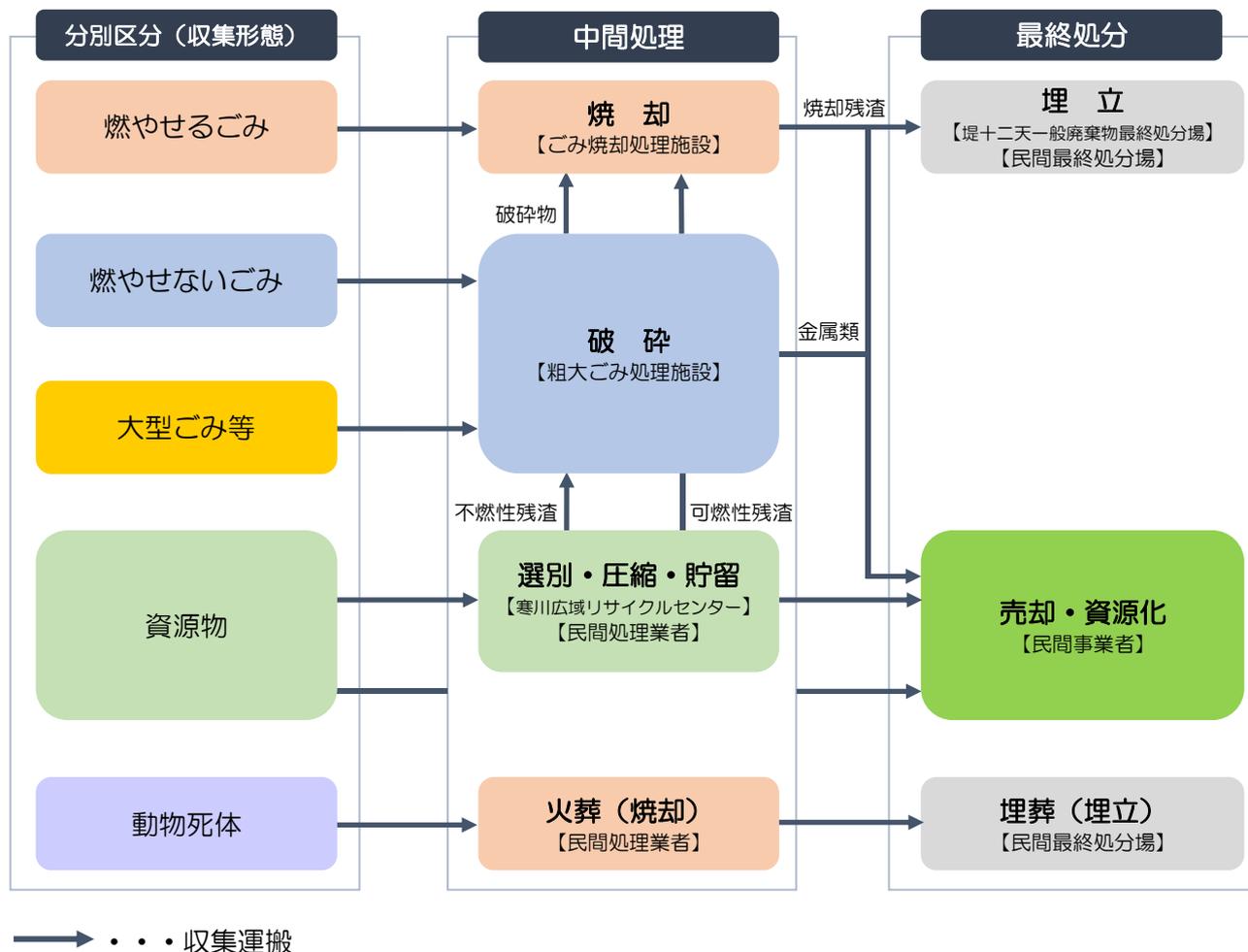


図5 ごみ処理フロー

○用語説明

中間処理:ごみの焼却、破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし最終処分へ悪影響を与えないよう処理すること。

3 ごみ処理体制

(1) 収集運搬の概要

本市では、分別区分に応じて様々な方式でごみを収集しています。また、収集運搬は、主に直営、または、委託で行っています。

表2 収集運搬体制

分別区分	収集方式	体制	
燃やせるごみ	ステーション収集	直営・委託	
燃やせないごみ	ステーション収集	直営	
大型ごみ等	戸別収集（予約制）	委託	
資源物	びん	ステーション収集	委託
	かん	ステーション収集	委託
	ペットボトル	ステーション収集	委託
	古紙類	ステーション収集	委託
	衣類・布類	ステーション収集	委託
	プラスチック製容器包装類	ステーション収集	委託
	廃食用油	ステーション収集	委託
	金属類（指定8品目）	ステーション収集	委託
	使用済小型家電	拠点回収	直営
	剪定枝	戸別収集（予約制）	委託
動物死体	戸別収集（予約制）	委託	

○用語説明

ステーション収集：あらかじめ決められた場所（ステーション）に複数の家庭（店舗等）から出されたごみをまとめて収集する方式。

戸別収集：各戸の敷地内の道路に面した場所に出されたごみを各戸（1棟）ごとに収集する方式。

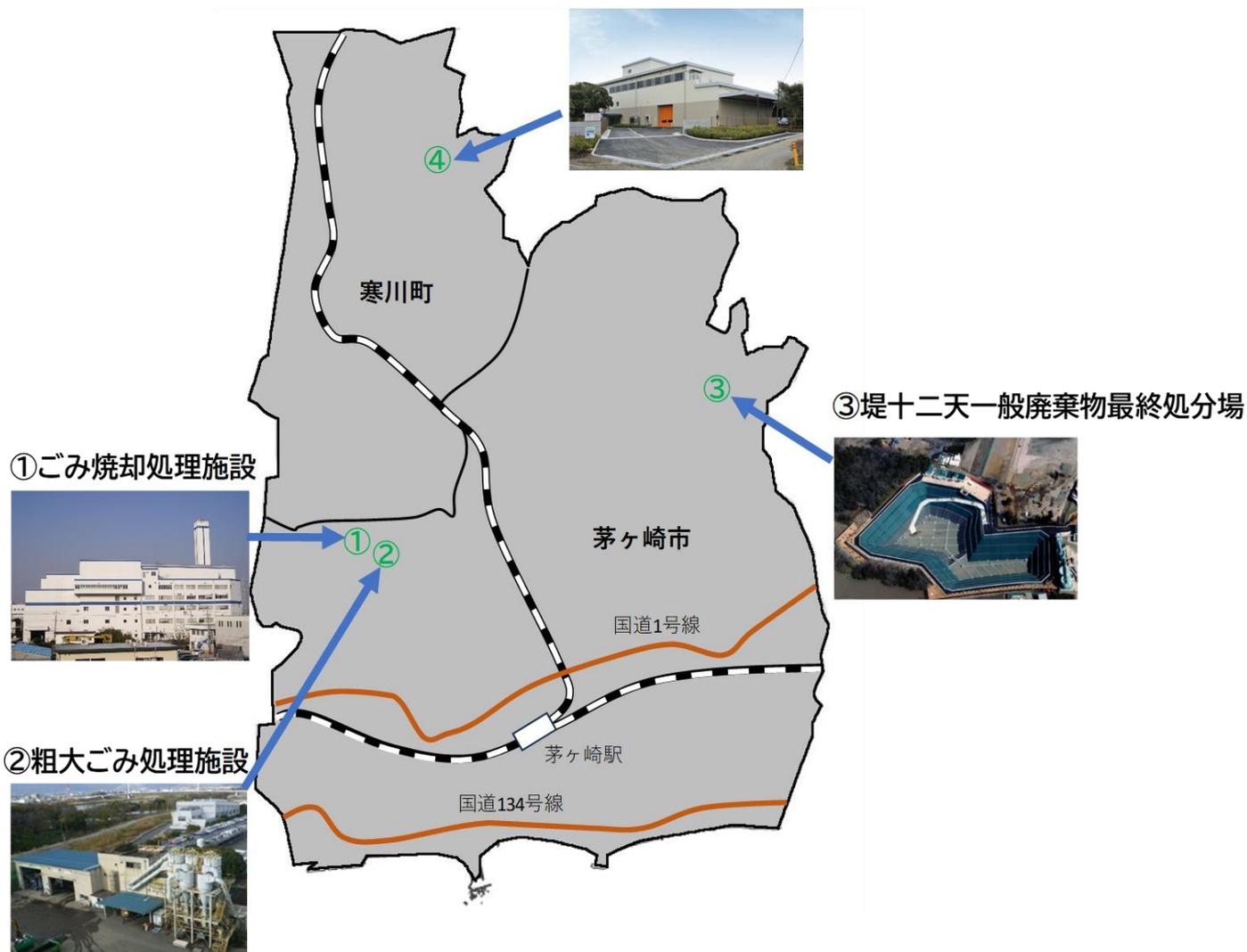
拠点回収：ある品目の回収ボックス等を公共施設等に設置し、そこに持ち込まれたものを収集する方式。

(2) ごみ処理施設の概要

本市のごみ処理施設は、中間処理を担う「ごみ焼却処理施設」、「粗大ごみ処理施設」、最終処分を担う「堤十二天一般廃棄物最終処分場」があります。また、資源物は、寒川町が運営する「寒川広域リサイクルセンター」で中間処理を行っています。

ごみ処理施設		竣工年月	処理能力
①	ごみ焼却処理施設	萩園 836 番地	平成7年 9月 360t/24h (120t/24h×3基)
②	粗大ごみ処理施設	萩園 836 番地	昭和 52年 8月 50t/5h 1基
③	堤十二天一般廃棄物最終処分場	堤 1300 番地外	埋立容量 186,000 m ³ 浸出水処理 50 m ³ /日
④	寒川広域リサイクルセンター	寒川町宮山 2524 番地	平成 24年 3月 55.5t/日(7.5h)

④寒川広域リサイクルセンター



(資料：地理院地図 電子国土 Web)

4 ごみ処理の実績

(1)ごみ排出量

①家庭系ごみ（資源物を除く）

本市の家庭系ごみ（資源物を除く）排出量の推移は、平成25年度以降減少傾向にあります。令和4年度は、ごみ有料化の開始に伴い、ごみ総排出量が大幅に減少し、前年比で約20%減となっています。

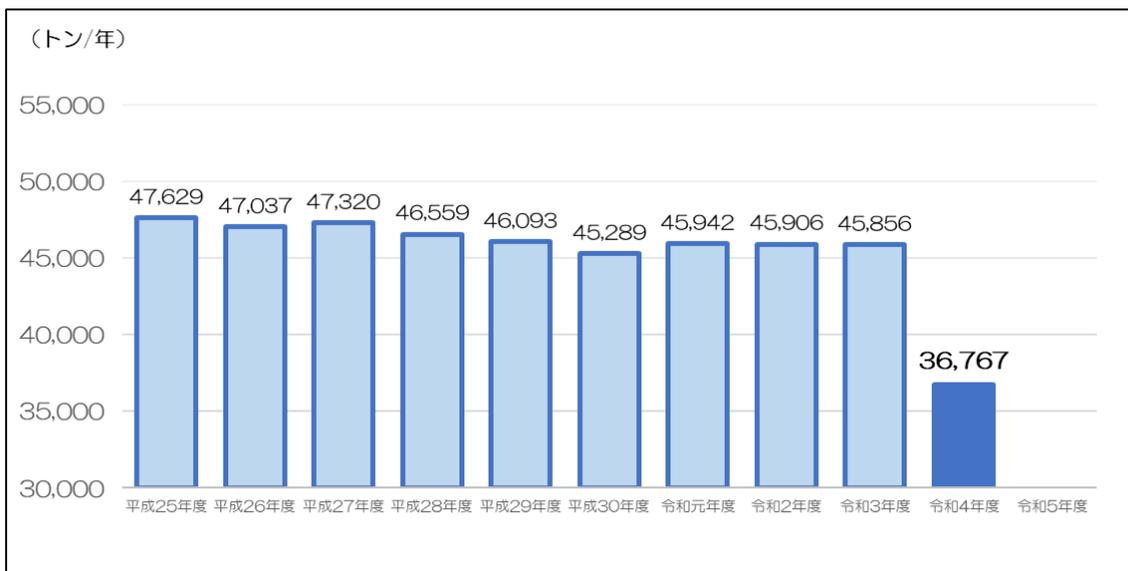


図7 家庭系ごみ（資源物を除く）排出量の推移

②資源物

本市の資源物排出量の推移は、平成30年度までは減少傾向にありましたが、剪定枝などの資源物の対象品目を拡大したこともあり、令和元年度以降増加傾向にあります。

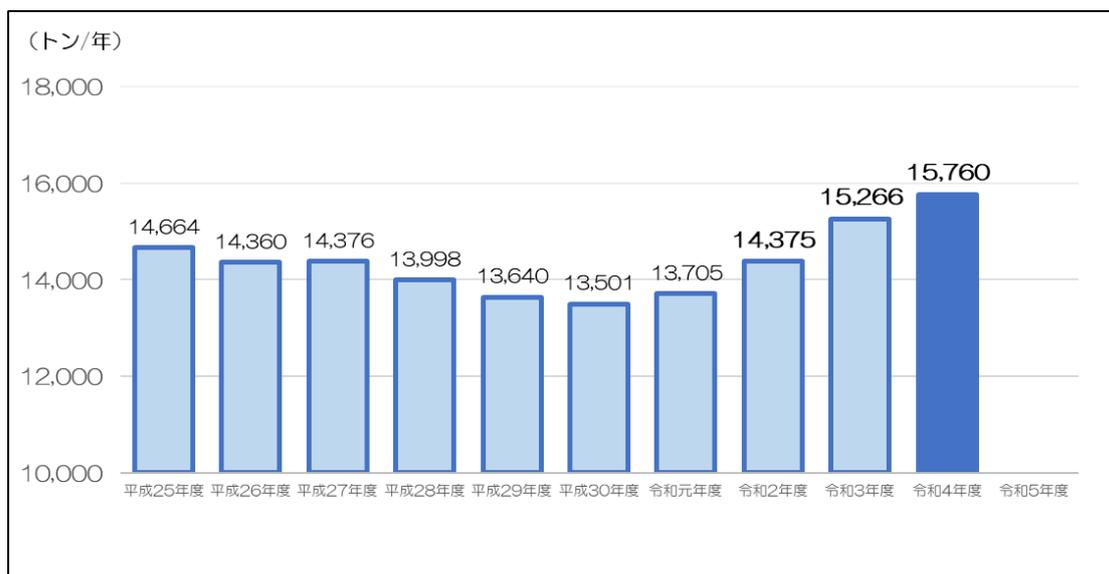


図8 資源物排出量の推移

③事業系ごみ

本市の事業系ごみの推移は、平成25年度以降増減を繰り返していますが、令和2年度以降増加傾向にあります。コロナ禍の自粛期間が終了し、経済活動が活発化しているため、令和4年度は高い数値となっています。

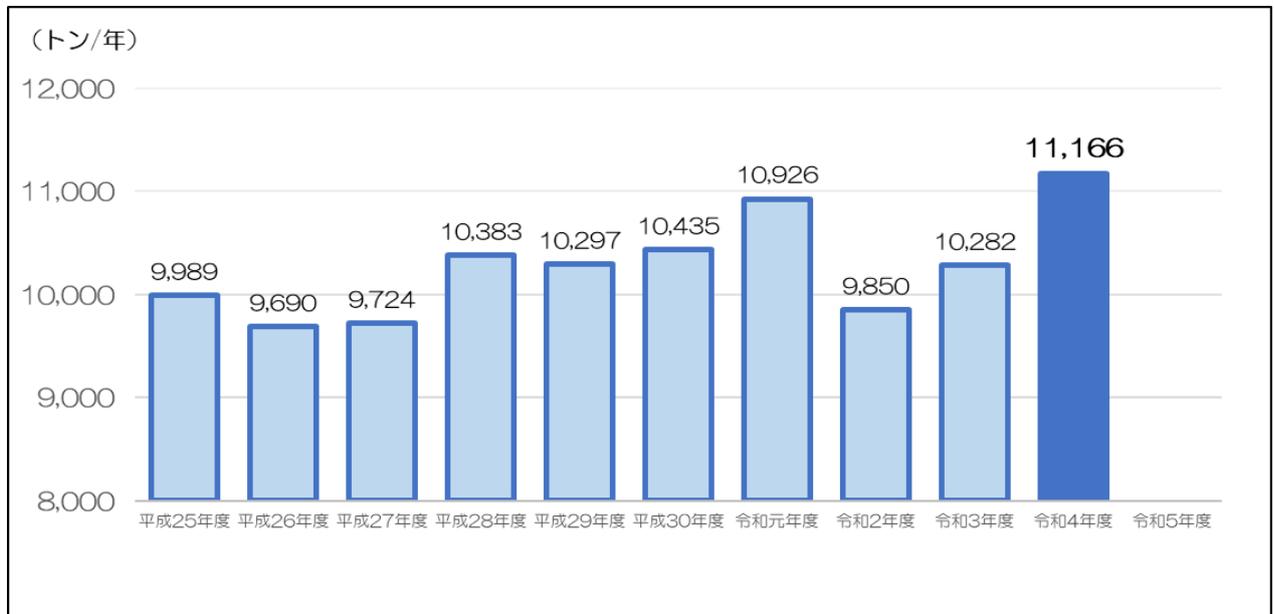


図9 事業系ごみ排出量の推移

(2) ごみ処理量

① 焼却処理量

本市の焼却処理量の推移は、平成25年度以降減少傾向にあります。令和4年度は、ごみ有料化の開始に伴い、家庭系ごみ(資源物を除く)が大幅に減少し、前年比で約14%減となっています。

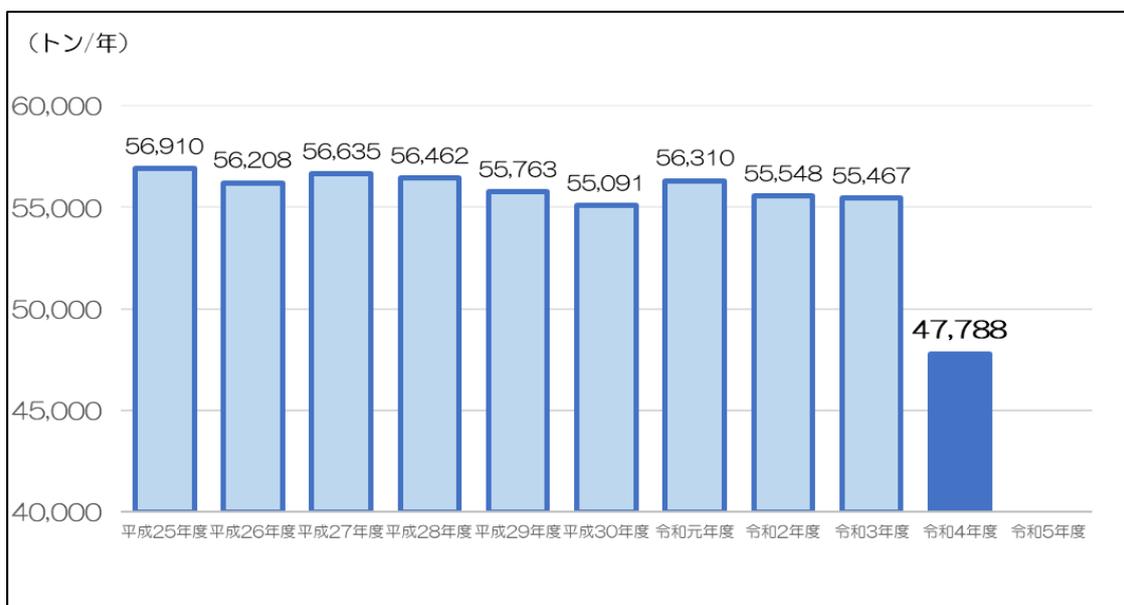


図 10 焼却処理量の推移

② 最終処分量

本市の最終処分量の推移は、平成25年度以降増減を繰り返していますが、令和元年度以降減少傾向にあります。令和4年度は、ごみ有料化の開始に伴い、家庭系ごみ(資源物を除く)が大幅に減少し、前年比で約23%減となっています。

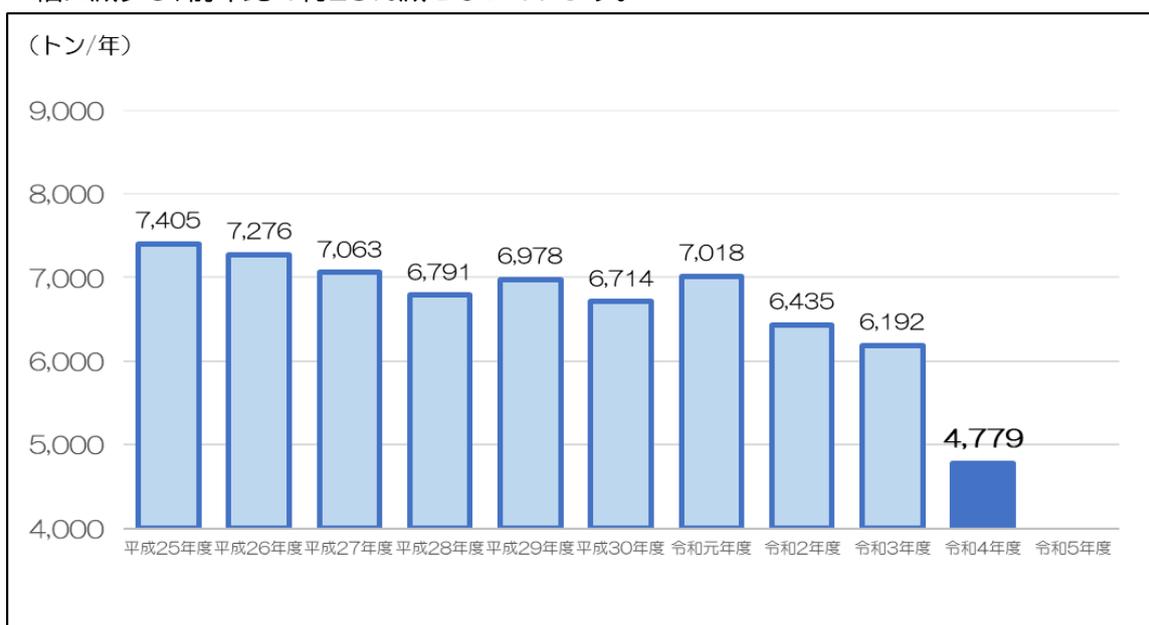


図 11 最終処分量の推移

③資源化量

資源化量の推移は、平成30年度まで減少傾向にありましたが、剪定枝などの資源物の対象品目の拡大や焼却灰の再資源化が進み始めたこともあり、令和元年度以降増加傾向にあります。

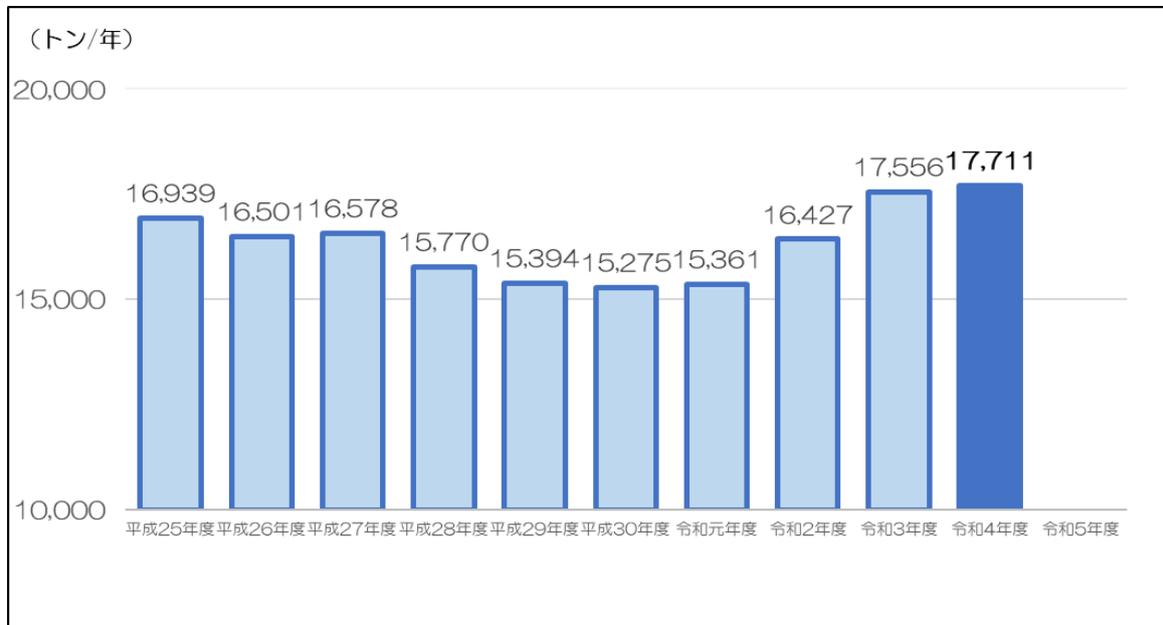


図 12 資源化量の推移

○用語説明

分別資源の資源化：資源物として排出された市収集資源物及び直接搬入された資源物が資源化されたもの

資源化量：個別資源が資源化された量（例：搬出された紙が資源化された量）

磁選別：燃やせないごみや大型ごみを破碎処理した後に、磁気により排出される資源化されたもの

破碎前資源化：燃やせないごみや大型ごみ等の中で、そのまま資源化されるもの

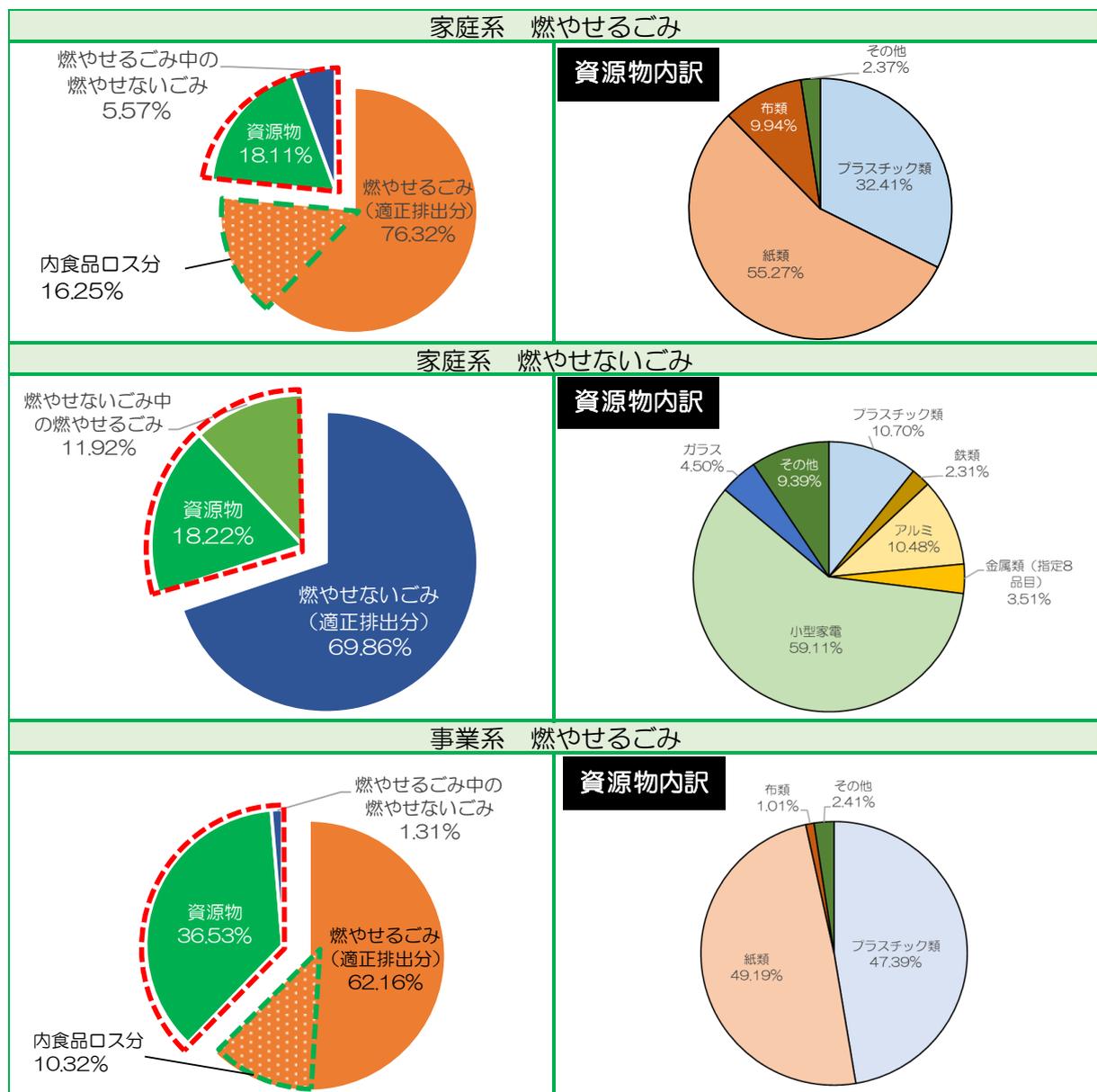
焼却灰の溶融化：ごみ焼却炉から出る焼却灰などを高温（1300℃以上）で溶かし、これを固めて黒いガラス粒状の物質（溶融スラグ）にする処理。

(3) ごみの性状

本市では、家庭から出された燃やせるごみと燃やせないごみ、事業所から出された燃やせるごみを対象に、ごみを構成する種類とその割合の調査を行っています。

令和5年7月に行った調査では、家庭系燃やせるごみの約2割が正しく排出(資源物や分別区分が異なるごみの混入)されており、資源物として排出可能な紙類、プラスチック類及び布類などの混入が見られています。また、家庭系燃やせないごみの全体の3割が正しく排出されており、資源物として排出可能な小型家電、プラスチック類及びアルミなどの混入が見られています。また、事業系燃やせるごみの約4割が正しく排出されており、資源物として排出可能な紙類、プラスチック類などの混入が見られています。

表3 ごみの組成分析調査結果(重量割合)



5 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移は、平成25年度以降増減を繰り返していますが、令和2年度以降増加傾向にあります。ごみ処理経費は、中間処理施設の整備等が行われた場合に増加します。なお、一般廃棄物処理手数料や有価物売却代などの歳入は控除していません。

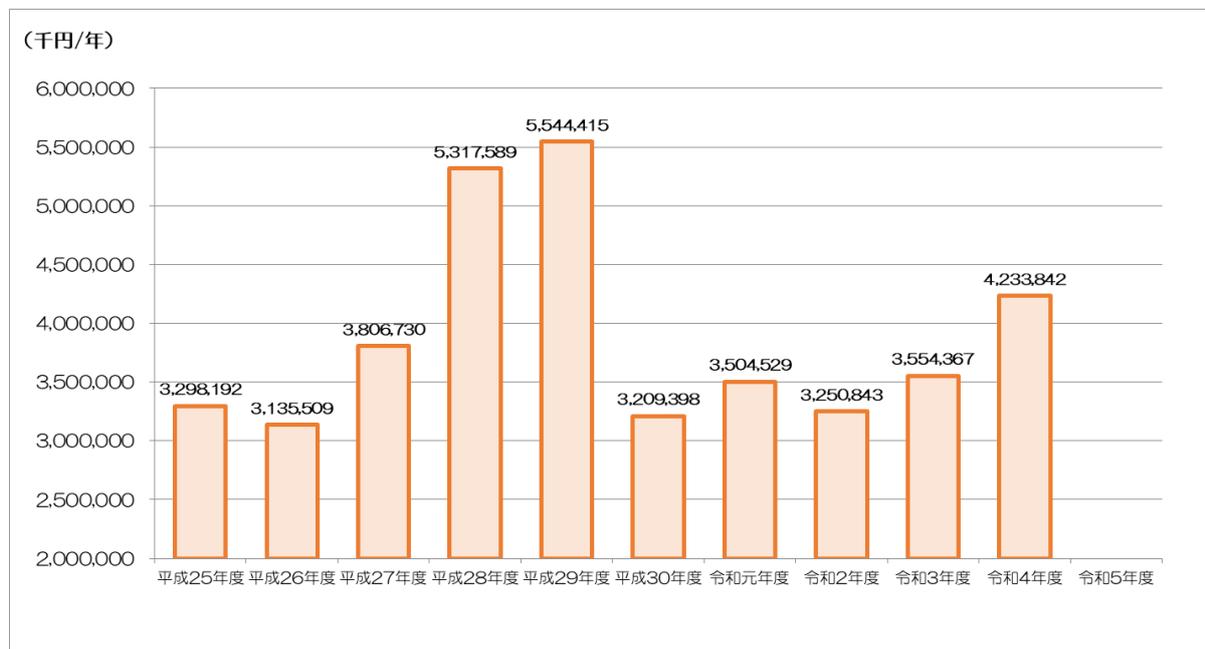


図 13 ごみ処理経費の推移

6 前計画の評価

(1) 目標値の評価

※ 令和5年度実績確定後追記

表4 基本目標の評価

項目	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	差	達成状況
ごみの年間総排出量 (t)		60,044		
市民1人1日当たりの排出量 (g/人日)		685		
市民1人1日当たりの資源物 を除く排出量 (g/人日)		504		
リサイクル率 (%)		31.9		
最終処分率 (%)		6.5		

(2) 施策の評価

前計画の施策の評価は、表5に示すとおりです。施策の評価は、「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画年次報告書(令和6年3月)」に基づき作成しています。評価は、施策ごとに設定した評価指標に対し、「数値目標」又は「数値目標以外」の評価基準を用いて行っています。

表5 令和4年度における施策の評価

【基本方針Ⅰ】ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

項目	施策	評価指標
1.リフューズの推進	①マイバッグ運動・レジ袋対策の推進	活動実績
2.リデュースの推進	①環境を意識したごみの排出抑制の啓発	市民1人1日当たりの排出量
	②ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援	活動実績
	③生ごみ処理容器等の普及の推進	生ごみ処理容器等の購入基数
	④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討	検討の有無
3.リユースの推進	①リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供	—
	②リサイクル品展示室の活用推進	—
4.リサイクルの推進	①剪定枝資源化の検討	検討の有無
	②適正分別のための情報提供	周知実績
	③集積場所における適正排出の指導	実施の有無
	④家電リサイクル推進の継続	周知実績
5.事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進	①「4R推進事業者行動協定」の創出	実施の有無
	②多量排出事業者における減量化等計画書の提出	提出数
	③事業系ごみの排出状況の把握	実施の有無
	④事業者の訪問	訪問件数
	⑤事業系直接搬入ごみの分別指導	定期的な指導
6.受益者負担の適正化	①家庭ごみ有料化導入の検討	検討の有無
	②一般廃棄物処理手数料改定の検討	検討の有無

取組概要	最終評価	今後の方向性
ホームページでの呼びかけやチラシ配布等により啓発を行った。	—	終了
環境学習会で、ごみ有料化に伴う環境負荷の低減についての説明を行い、「お茶碗一杯分のごみダイエット」を提唱した。	B	継続
リサイクル推進店の店舗拡大に向けた周知を行った。	B	終了
ホームページ等を活用しながら普及啓発に努めた。	B	継続
ごみ有料化・手数料改定、フードドライブを行うとともに、民間事業者と連携し、プラスチック削減に繋がると取り組みを行った。	A	継続
既にミニコミ誌やインターネットによって情報収集を行う仕組みができていたため、施策を終了することとした。	—	終了
リサイクル品展示を行うとともに令和4年度初の取り組みとして官公庁オークションを行った。	—	終了
剪定枝の資源化を行った。（約606 t：前年度から約7 t 増）	A	継続
プラスチック製容器包装類等の適正分別に関するチラシを作成し、自治会回覧板お飛び広報掲示板で周知啓発を行った。	A	継続
環境指導員への啓発と集積場所の資源物及びごみ資源物の分け方・出し方に関する啓発、ごみ有料化に伴う問い合わせに対する指導を依頼した。	A	継続
「ごみと資源物の分け方・出し方」やホームページにおいて、家電リサイクル法対象品や使用済小型家電の処理方法の周知啓発を行った。	—	終了
自主的に4Rを推進する事業者が増える中、新たな枠組みを設ける必要性が乏しいため、施策を終了した。	—	終了
減量化等計画書の提出を依頼した。	B	継続
減量化用計画書を通して、前年度と比較したごみ発生量の増減理由や減量化・資源化の取り組みを把握した。	B	継続
減量化等計画書のフォローアップを行い、好事例の横展開を図った。	B	継続
内容物調査（展開検査）を行い、適正分別の指導を行った。	B	継続
ごみ有料化・手数料改定を実施し、各施策の検証を進めた。 ホームページや「ごみ通信ちがさき」などを通して、収支状況や減量効果を公表した。	A	継続
	A	継続

【基本方針Ⅱ】資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

項目	施策	評価指標
1.収集・運搬 (1)ごみを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討	①効率的でバランスの良い収集区割の調査・検討	実施の有無
	②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討	実施の有無
(2)環境と安全に配慮した収集・運搬の実施	①環境負荷の少ない収集車両の積極的な導入	導入台数
	②環境指導員との連携による集積場所の安全確保	研修会及び意見交換会の開催
	③環境負荷の少ない収集・運搬技術の研究及び積極的な導入	研修会等実施実績
2.中間処理 (1)中間処理施設の整備	①リサイクルセンターの適正かつ効率的な運営	実施の有無
	②粗大ごみ処理施設の整備	実施の有無
	③焼却処理施設の大規模改修	実施の有無
	④バイオガス化施設整備の基礎調査及び検討	—
(2)中間処理残渣の減量化・再資源化の促進	①焼却残渣再資源化方法の調査・研究	調査・研究の有無
	②焼却残渣再資源化の促進	焼却残渣再資源化量
	③中間処理残渣の減量化・再資源化に繋がる中間処理技術の研究	研修会等への参加実績
3.最終処分	①焼却残渣の減量施策の実施	焼却処理量
	②最終処分場の安全管理の実施	実施の有無
	③最終処分に関する検討	検討の有無
4.茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理	①災害廃棄物発生想定量の把握及び処理・処分に関するマニュアル等の整備	発生量想定方法等の検討・マニュアル改定の有無
5.適正処理 (1)処理困難物等の処理方法についての情報の充実	①処理困難物の処理方法等についての情報の充実	広報実績
	②製品の適正なリサイクルルートの周知	情報発信の有無
(2)不法投棄に対する防止策の検討	①重点地域・強化期間等を定めたパトロール・監視の強化	パトロール・監視実績
	②県や警察との協力関係の強化	パトロール・監視実績
	③市民、事業者と連携した不法投棄の防止	不法投棄量
	④キャンペーン等啓発活動の実施	活動実績
	⑤不法投棄に関する調査・研究の実施	調査・研究の有無

取組概要	最終評価	今後の方向性
令和元年度の体制から3力年かけて合計6台を減車した。	A	継続
「安心まごころ収集」を継続実施した。		継続
新しい収集体制を踏まえた仕様を作成した。	B	継続
環境指導員会議を開催し、集積場所の諸問題について意見交換を行った。		継続
安全運転の研修（1回）、安全作業の研修（2回）を実施し、収集運搬技術の向上を図った。		継続
寒川広域リサイクルセンター長期包括運営責任業務委託運営全体会議を開催し、意見交換を行った。運営事業者によりセルフモニタリングを実施し、品質向上に務めた。	A	継続
旧焼却処理施設地下部の解体工事を完了し、事業敷地を確保した。		継続
保守点検の結果に基づく適正な修繕を実施して性能水準を保ち、ごみの適正処理を行った。		継続
—	—	終了
新たな焼成処理事業者1社に次年度から委託できるように地元自治体と事前協議を行った。	A	継続
焼却残渣の再資源化量は、目標値1,798 tに対し、1,937 tとなった。		継続
ばいじんの削減に向けて、現在使用しているものとは製造元が異なる排ガス処理用薬剤による試験計画を立てた。		継続
焼却処理量は、前年比7,516 t減の47,954 tとなったが、目標（44,648 t）を達成することはできなかった。	A	継続
周辺環境調査や遮水シートからの漏水を検知する検知システムの保守点検を委託により実施した。浸出水処理施設のポンプ・コンプレッサー等の保守点検及び修繕、電気設備点検などの維持管理を行い、適正な浸出水の処理を行った。		継続
本市の処分場の埋立率は、令和4年度末で55%となりました。地元関係団体に維持管理情報を書面で報告した。		継続
災害廃棄物の処理フローの研修を行い、災害廃棄物処理業務マニュアルをより実効性のあるものとするための検討を行いました。焼却残渣の委託先の事業者との協定創出に向けた検討に着手した。	A	継続
「ごみと資源物の分け方・出し方」への掲載、環境指導員への資料配布やホームページにより周知を行った。	A	継続
「ごみと資源物の分け方・出し方」やホームページ等による製品の適正なりサイクルルートの周知を行った。		継続
職員による昼間のパトロールを土日・年末年始を除き毎日実施し。不法投棄防止看板や監視カメラの設置を行った。県と警察との合同パトロール、職員による夜間パトロールを実施した。	A	継続
茅ヶ崎市不法投棄防止対策連絡会を開催し、県や警察、地域と不法投棄対策に関する協議や意見交換を行った。		継続
不法投棄多発地域における意見交換会を行った。また、当該地域の小学校と連携し、不法投棄防止看板を作成した。		継続
「全国ごみ不法投棄監視ウイーク」の中で、職員による昼間のパトロールを通常ルートのほか、市街地を拡大して行い、不法投棄の未然防止に努めた。		継続
（一財）家電製品協会が実施する不法投棄未然防止事業協力に応募し、覚書を締結することで、不法投棄対策に関する助成金を活用し、③の看板作成などを行った。		継続

【基本方針Ⅲ】市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立

項目	施策	評価指標
1.広報紙等各種媒体の利用による啓発の充実	①広報手法・広報内容の検討及び効果的な啓発の実施	実施の有無
	②ホームページ、ハーモニアスちがさき（市の広報番組）等の積極的な活用	実施の有無
	③公共施設等におけるポスター掲示の活用	実施の有無
	④外国人向けごみ情報の案内	実施の有無
2.ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実	①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施	実施実績
	②発生抑制、資源化に関する講演会の開催	開催実績
	③児童向け環境学習への市職員の派遣	派遣実績
	④親子向け、市民グループ向け等多方面への廃棄物処理施設見学会の実施	実施実績
	⑤市民、事業者向け講座の開催	開催実績
	⑥環境フェアにおける情報発信	開催実績

取組概要	最終評価	今後の方向性
「ごみ通信ちがさき」にてごみ有料化に伴うごみの減量化効果やごみ処理手数料の収支状況と基金の残高を記載し、ごみ減量の取り組みについて周知啓発を行った。	A	継続
ごみ有料化に関する特設ページを都度更新し、食品ロスに関するページのリニューアル、フードドライブへの協力や、寄付実績を掲載した。		継続
ごみ有料化実施に伴うごみと資源物の排出量の速報値や異物混入が目立ったプラスチック製容器包装類等の適正分別に関するチラシを作成し、広報提示版で周知啓発を行った。		継続
「ごみと資源物の収集カレンダー」「ごみと資源物の分け方・出し方」をホームページ（8カ国語対応）へ掲載した。		継続
自治会等に対して出前講座（環境学習会）を実施し、「お茶碗一杯のごみダイエット」を提唱した。	A	継続
新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、講演会は中止したが、環境フェアなどコロナ禍においても活用できる場において情報発信に努めた。		継続
小学校にて環境学習会を実施した。民間事業者と連携し、新たなプログラム（「海洋ごみについての学習」）を開発し、イベントとして提供した。		継続
施設（環境事業センター）見学会を開催した。		継続
自治会等に対して出前講座（環境学習会）を実施し、「お茶碗一杯のごみダイエット」を提唱した。		継続
「ちがさき環境フェア2022」の中で、フードドライブを実施した。		継続

（資料：茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画年次報告書（令和6年3月）より抜粋）

○用語説明

フードドライブ：家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

7 課題の整理

(1) 国内外の廃棄物処理に関する動向

平成 27 年度の国連サミットでは、持続可能でより良い世界を目指す「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。SDGsは、令和 12 年度までに達成すべき国際目標であり、プラスチックごみによる海洋汚染の防止や食品ロスの削減のほか、3Rの推進による廃棄物の削減や適正処理など、廃棄物分野に関する目標も掲げられています。

このような中、国では令和元年に、プラスチックのさらなる3Rを進めるために「プラスチック資源循環戦略」が策定され、さらに、令和 4 年に「プラスチック資源循環促進法」が施行されたほか、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている現状の改善に向け「食品ロス削減推進法」が施行されるなど、喫緊の課題に対し国を挙げ取り組みを進めています。

コラム SDGsと本計画の関連について

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択され、「**持続可能な開発のための2030アジェンダ**」に記載された**2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標**です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「**誰一人取り残さない**」ことを誓っています。SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本計画に係る目標は次の7つです。



廃棄物処理に関する施策と特に関連が深い目標は、「目標4 質の高い教育をみんなに」(環境教育)、「目標11 住み続けられるまちづくりを」(環境美化)、「目標12 つくる責任つかう責任」(ごみ排出量および食品ロスの削減)があります。生活排水処理に関する施策と特に関連が深い目標は、「目標6 安全な水とトイレを世界中に」(適正処理の推進)、「目標14 海の豊かさを守ろう」(啓発活動等の推進)があります。また、以上の目標を達成するための目標として、「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」があります。

(2) 今後の課題

国内外の廃棄物処理に関する動向や前計画の目標達成状況等を踏まえ、本市の一般廃棄物処理に関する課題を次のとおり整理しました。

①プラスチックごみと食品ロスの削減

本市では、食品トレイなどのプラスチック製容器包装類を資源化しています。「プラスチック資源循環促進法」の施行を受け、これまで「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」として処理してきたプラスチック製品についても対象となるよう、資源化を進めていく必要があります。

また、「食品ロス削減推進法」において、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。食品ロス削減は、ごみ減量化にも大きく貢献するため、本市においても、食品ロスの削減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

②事業系ごみの削減

本市では、多量排出事業者から減量化等計画書の提出を求めることなど様々な取り組みを進めていますが、事業系ごみの排出量は、令和 2 年度以降増加傾向にあります。

そのため、これまでの取り組みを取捨選択することに加えて、搬入手数料の改定など効果的な取り組みを進めていく必要があります。

③ごみの適正排出と分別の徹底

本市では、これまでも地域と連携したルールやマナーの周知啓発に取り組んでいますが、未だにそれらに違反しているもの、他地域からのごみ出しやポイ捨てなどが少なくありません。また、令和 5 年度に実施したごみの組成分析調査では、平成 28 年の調査時と比べて、家庭系燃やせるごみに占める資源物の混入割合は減少している一方で、家庭系燃やせないごみ及び事業系燃やせるごみに占める資源物の混入割合は増加しています。

そのため、きめ細やかな情報発信等を通じて、ごみ排出者の適正排出と適正分別に関する意識を醸成していく必要があります。

④将来にわたる安定的なごみ処理の継続

本市では、令和 7 年度をピークに人口が減少していく一方で、老年人口は、引き続き増加していく見込みとなっており、超高齢社会を迎えています。また、前計画期間中には、台風 19 号(令和元年)をはじめとする自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などが発生しています。

このような状況下においても、廃棄物処理法の中では、市域内で発生するごみは、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないとされており、環境負荷の低減はもちろんのこと、経済面にも配慮しながら、将来にわたって各フェーズ(収集運搬・中間処理・最終処分)の体制を強固なものとしていく必要があります。

第2節 ごみ処理基本計画

1 基本理念・基本方針

(1) 枠組み

基本理念の実現に向けた基本方針や施策を定め、図 14に示すとおり、ピラミッド型の体系を構築します。

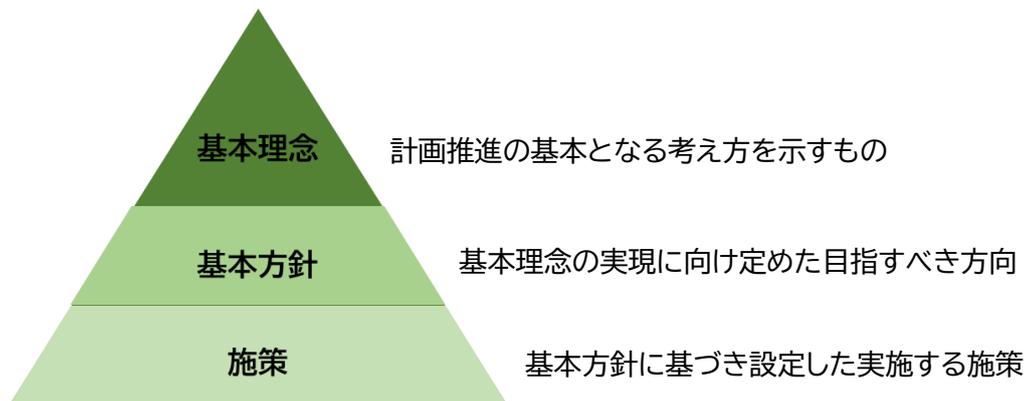


図 14 枠組みの体系

(2) 基本理念

① 茅ヶ崎市総合計画

茅ヶ崎市総合計画の中では、本市が目指す将来の都市像を「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」と定め、その都市像の実現に向けて、「豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち」を政策目標の一つとして定めています。

② 茅ヶ崎市環境基本計画

茅ヶ崎市環境基本計画の中では、本市が目指す将来の環境に関する都市像を「自然と共生するまち」・「良好な生活環境が保全されているまち」・「資源を大切に作る循環型のまち」・「気候変動に対応できるまち」・「環境に配慮した行動を実践するまち」と定めています。

③ ごみ処理基本計画の理念

ごみ処理基本計画では、上位計画が目指す将来の都市像などを踏まえ、計画推進の基本となる考え方を次のとおりとします。

“サスティナ city ちがさき” を目指して ～持続可能な都市環境を次世代へ～

本市の良好な都市環境を維持し次世代に繋げていけるよう、市民・事業者・行政それぞれが自らの役割を自覚し、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を積極的に行うとともに、将来にわたる安定的なごみ処理体制を確保します。

○ 用語説明

循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に変わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物になることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処理することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

サスティナブル(Sustainable)：「維持できる」「耐えうる」「持ちこたえられる」を意味する形容詞。近年は、地球環境の持続可能性、人間社会の文明・経済システムの持続可能性の意味や概念として一般的に用いられている。

(3) 基本方針

基本理念の実現に向け、前節「7 課題の整理」(p.18~19)を踏まえ、本市の目指すべき方向性を次のとおりとします。

基本方針Ⅰ ごみ排出削減による環境負荷の低減化

ごみの排出抑制や再生利用の促進によるごみの減量化は、環境への負荷を軽減し、限りある資源の有効活用にも繋がります。社会的課題であるプラスチックごみや食品ロスの削減、今後も増加が予想される事業系ごみへの対応を重点的な課題と捉え、効果的な取り組みを積極的に推進します。

基本方針Ⅱ 地域環境の担い手づくり

各媒体による情報提供・啓発を行い、環境問題をより身近に感じ、環境に配慮できる生活を目指し、循環型社会を担う人材育成のため、学校での環境学習や市民、自治会、事業者向けの講座を行います。

また、地域清掃活動を通じて、環境問題への関心が高まるよう清掃活動への支援に努め、ごみのポイ捨て、ごみ捨てマナーの啓発活動を行い、環境の美化意識の向上を図ります。

基本方針Ⅲ 持続的なごみ処理システムの確保

少子高齢化等の社会状況やコロナ禍を経て多様化してきているライフスタイルなど本市を取り巻く環境の変化を踏まえた、また、災害時にも対応できる安定的で、かつ、効率的なごみ処理システムを確保します。

2 基本目標

本計画の基本目標は、国が示す「ごみ処理基本計画策定指針」に則り、「ごみ年間排出量」を軸に表6に示すとおり設定します。また、それぞれの目標に対する目標値を、令和5年度を基準年度とし、令和11年度を中間目標年度、令和16年度を最終目標年度として設定します。なお、目標値は、令和11年度(中間目標年度)に必要な応じて見直しを行います。

表6 数値目標（※ 令和5年度実績確定後更新）

項目	令和5年度 (実績)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
ごみ年間総排出量 (t)		%削減 → 62,843t	%削減 → 62,703t
リサイクル率 (%)		%ポイント 引き上げ → 31.2%	%ポイント 引き上げ → 34.5%
最終処分率 (%)		%ポイント 引き下げ → 3.5%	埋立を行わない → 0%
市民1人1日当たりの排出量 (g/人日)		%削減 → 568g	%削減 → 560g

注)ごみ排出量は、「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画(令和4年3月)」を基に、令和5年度の実績値を勘案し算出

注)堤十二天一般廃棄物最終処分場の使用期限(令和15年度まで)を考慮し、「最終処分率」を試算

3 施策の設定及び展開

基本方針Ⅰ ごみ排出量削減による環境負荷の低減化

施策1：家庭系ごみの減量化

1-1 プラスチックごみの削減 **重点**

1-2 食品ロスの削減 **重点**

1-3 生ごみの削減

1-4 グリーンリサイクルの推進

施策2：事業系ごみの減量化

2-1 多量排出事業者におけるごみ減量の推進 **重点**

2-2 ごみ搬入時における指導 **重点**

2-3 食品ロスの削減 **重点**

2-4 ごみ処理手数料の見直し

基本方針Ⅱ 地域環境の担い手づくり

施策3：きめ細やかな情報発信

3-1 情報発信の充実

3-2 環境教育の推進

3-3 ごみ処理施設の活用

施策4：環境美化の推進

4-1 不法投棄防止対策の徹底

4-2 環境指導員の活動支援

4-3 ポイ捨ての防止

4-4 地域清掃の支援

基本方針Ⅲ 持続的なごみ処理システムの確保

施策5：時流に沿った収集運搬体制の構築

- 5-1 安全で確実な収集運搬の実施
- 5-2 高齢者・障がい者に配慮した収集の充実
- 5-3 今後の社会情勢を見据えた集積場所と収集方法のあり方の検討

施策6：持続的な中間処理と最終処分の実施

- 6-1 計画的なごみ処理施設の整備
- 6-2 中間処理施設の適正管理
- 6-3 中間処理施設におけるリサイクルの推進
- 6-4 最終処分場の適正管理

施策7：災害に強いごみ処理システムの構築

- 7-1 災害発生時の迅速な体制の整備
- 7-2 感染症まん延時における処理体制の整備

基本方針Ⅰ ごみ排出量削減による環境負荷の低減化

施策1：家庭系ごみの減量化

1-1 プラスチックごみの削減 **重点**

ワンウェイプラスチックの使用削減を目指し、不要なものは買わない、繰り返し使える商品選ぶことなどを訴え続けるとともに、容器包装以外のプラスチック製廃棄物のリサイクルの検討を進めます。

具体的な取り組み

- ・ワンウェイプラスチック(使い捨てプラスチック)の使用削減の啓発
- ・製品プラスチックのリサイクルの検討

1-2 食品ロスの削減 **重点**

食品ロスの実態調査や意識調査により現状把握を行い、食品ロス削減に繋がる活動の推進、食品廃棄物のリサイクルの検討を進めます。また、フードドライブを推進し、食品ロスの削減を推進します。なお、具体的な取り組みは「第3章 食品ロス削減推進計画」48ページに記載します。

1-3 生ごみの削減

家庭用生ごみ処理機補助金の交付及び普及活動を行い、家庭用生ごみ処理機を活用した自家処理を推進します。

具体的な取り組み

- ・家庭用生ごみ処理機補助金の交付及び普及の推進

1-4 グリーンリサイクルの推進

本市では、令和3年4月から、更なるごみの減量化を図るため、庭木等の手入れを行った際に出る剪定枝をリサイクルしています。排出方法や民間施設への搬入方法の簡素化など、ハード・ソフト面から環境を整え、更なる剪定枝のリサイクルを推進します。

具体的な取り組み

- ・剪定枝リサイクル事業の拡大

施策2：事業系ごみの減量化

2-1 多量排出事業者におけるごみ減量の推進 **重点**

「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、多量排出事業者に対して減量化等計画書の提出を求め、事業系ごみの減量化を図ります。

具体的な取り組み

- ・多量排出事業者からの減量化等計画書の提出

2-2 ごみ搬入時における指導 **重点**

事業者が環境事業センターに搬入する事業系ごみの内容物調査を行い、適正排出に向けた指導を行うとともに、古紙類などの資源物のリサイクルを求めます。

具体的な取り組み

- ・事業系ごみの内容物調査の実施
- ・排出者に対する事業系ごみの適正排出指導等の実施

2-3 食品ロスの削減 **重点**

事業者が排出する食品廃棄物のリサイクル(肥料化、飼料化等)を支援するため、区域外搬出も含めた処理フローの検討を進めるとともに、企業と食品を必要とする施設を繋ぐ、フードドライブを展開します。なお、具体的な取り組みは「第3章 食品ロス削減推進計画」48ページに記載します。

2-4 ごみ処理手数料の見直し

搬入手数料改定は令和4年4月に実施していますが、今後ごみの処理原価の変動、事業系ごみ量の變動に合わせ、必要に応じて搬入手数料の改定を検討します。

具体的な取り組み

- ・事業系一般廃棄物処理手数料の改定の検討

基本方針Ⅱ 地域環境の担い手づくり

施策3：きめ細やかな情報発信

3-1 情報発信の充実

市民、事業者が必要とするごみや資源物に関する情報を的確に把握し、あらゆる機会と様々な媒体を活用しながら、より効果的な情報発信を行います。

具体的な取り組み

- ・ホームページ、ポスター、広報紙、SNS等の様々な媒体やイベント等でごみの適正分別や処理困難物の処理方法の周知、啓発

3-2 環境教育の推進

前計画では、コロナ禍の影響により出前講座等の開催が難しい状況にありました。社会状況の変化に対応できるよう、いつでも・どこでも参加できるよう環境を整えるとともに、出前講座等の対象の拡大を図ります。

具体的な取り組み

- ・環境学習プログラムの実施

3-3 ごみ処理施設の活用

多くの人にごみ処理の実態に対する理解を深めて頂けるよう、ごみ処理施設の見学会を開催します。

具体的な取り組み

- ・ごみ処理施設見学会の実施

施策4：環境美化の推進

4-1 不法投棄防止対策の徹底

不法投棄防止のため、昼間及び夜間パトロール実施のほか、監視カメラや啓発看板等の設置、地域自治会と意見交換等を行っています。今後も、地域自治会、警察及び関係機関との連携の強化に努めます。

具体的な取り組み

- ・昼夜パトロールの実施、監視カメラや啓発看板等の設置、地域自治会との意見交換会

4-2 環境指導員の活動支援

環境指導員は、「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づいて茅ヶ崎市長から委嘱された方々です。ごみの減量とリサイクルを推進するため、地元住民の立場からごみ全般に関する取組にご協力いただいています。特に、ごみや資源物の集積場所の設置、適正な運用について、利用する市民の方々と協力しながら取組を進める中で、自治会と連携し地域の声を市にお届けいただくなど、住民と行政をつなぐパイプ役を果たしています。

地域と行政の現状の問題について意見交換の場として地区会議を開催し、地区担当と連携した排出指導を行います。

具体的な取り組み

- ・地区会議の開催
- ・地区担当と連携した排出指導

4-3 ポイ捨ての防止

市では、「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例(きれいなちがさき条例)」にタバコの吸い殻や空き缶等のポイ捨て禁止を定めています。啓発物品の配布等を通じ、条例の周知啓発に努め、ポイ捨てされない環境づくりを目指します。

具体的な取り組み

- ・啓発物品の配布、イベントでの周知、啓発

4-4 地域清掃の支援

自治会やボランティアの団体等が市内の清掃を行う際に利用する清掃物品の貸出・ごみ袋の配布を行います。また美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎を実施し、市民一人一人の環境美化意識の向上と自発的活動の支援に努めます。

具体的な取り組み

- ・美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎を始めとする市が主導するごみ拾いの実施
- ・清掃用具の貸し出し、ボランティアごみ袋の配布

基本方針Ⅲ 持続的なごみ処理システムの確保

施策5：時流に沿った収集運搬体制の構築

5-1 安全で確実な収集運搬の実施

人口減少、少子高齢化や感染症の流行など、社会経済の構造や市民・事業者のニーズの変化を踏まえながら、将来にわたって安全で確実な収集運搬を継続するとともに、危険物等の収集方法を検討します。

具体的な取り組み

- ・生活ごみの効率的な収集方法や運搬ルートの検証
- ・スプレーかんなどの新たな収集方法の検討

5-2 高齢者・障がい者に配慮した収集の充実

日常のごみ出しが困難な単身の高齢世帯、一人暮らしの障がい者の方への支援として、現在実施している「安心まごころ収集制度」を継続するとともに、対象要件の緩和について検討します。

具体的な取り組み

- ・安心まごころ収集制度の継続実施及び対象者緩和に向けた検討

5-3 今後の社会情勢を見据えた集積場所と収集方法のあり方の検討

ライフスタイルの変化や今後の社会情勢を踏まえ、集積場所設置基準の柔軟な運用のほか、持続可能な収集方法の一つとして戸別収集の導入を検討します。

具体的な取り組み

- ・戸別収集の検討

施策6：持続的な中間処理と最終処分の実施

6-1 計画的なごみ処理施設の整備

「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、令和8年度からの供用開始を目指し、新粗大ごみ処理施設の整備を進めます。また、茅ヶ崎市環境事業センターごみ焼却処理施設は、延命化などの手法を含めた整備方針の検討を進めます。また、寒川広域リサイクルセンターは令和13年度まで、民間事業者へ施設の運営委託を行っており、令和13年度以降のあり方の検討を進めます。

具体的な取り組み

- ・広域連携による施設整備
- ・粗大ごみ処理施設の整備
- ・ごみ焼却処理施設の延命化及び更新の検討

6-2 中間処理施設の適正管理

茅ヶ崎市環境事業センター(ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設)の適正な維持管理を推進します。寒川広域リサイクルセンターについては、資源物処理を適正かつ効率的に実施できる体制の構築に向け協議を行います。

具体的な取り組み

- ・ごみ焼却施設の適正管理
- ・粗大ごみ処理施設の適正管理
- ・寒川広域リサイクルセンターの適正管理
- ・地元団体と定期的な打ち合わせの実施

6-3 中間処理施設におけるリサイクルの推進

中間処理残渣削減のため、再利用できる資源回収の向上に努めます。また、焼却残渣削減のため、溶融処理、焼成処理、セメント化処理等による焼却残渣のリサイクルを推進します。

具体的な取り組み

- ・破碎、選別処理施設におけるリサイクルの促進
- ・焼却処理施設におけるリサイクルの促進(焼却灰の再資源化の促進)

6-4 最終処分場の適正管理

最終処分場の安全管理を徹底し、環境保全を図ります。また、現在の最終処分場である堤十二天一般廃棄物最終処分場の埋め立て期間は、令和16年3月31日までとしているため、焼却残渣の溶融化等焼却灰の再資源化を推進し、最終処分のあり方を地元との協議を進めます。

具体的な取り組み

- ・埋立処分地及び浸出水処理施設の適正管理
- ・地元団体との定期的な打ち合わせの実施

施策7：災害に強いごみ処理システムの構築

7-1 災害発生時の迅速な体制の整備

国や県の動向を踏まえ、災害時に想定される災害廃棄物の発生量の把握や仮置場の検討を行います。また、平時から国や他自治体との連携を深め、相互支援・広域連携を行う体制を強化します。

具体的な取り組み

- ・災害廃棄物の仮置場の継続的な確保
- ・新たな災害廃棄物の仮置場確保に向けた検討
- ・災害発生時の既存協定先との訓練
- ・新規協定先の創出

7-2 感染症まん延時における処理体制の整備

感染症まん延時における業務継続計画を作成し、感染症まん延期においても廃棄物の適正処理に支障をきたさない体制の構築に努めます。

具体的な取り組み

- ・業務継続計画の作成

4 アクションメニュー

「第2節 ごみ処理計画」(P20)の「2 基本目標」(P23)表6に掲げる数値目標の実現のためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を理解し、行動に移す必要があります。

◎市民の役割

一人一人のライフスタイルの中で主体的・自発的にお茶碗一杯分(約130g)のごみダイエットに取り組みます。

家庭系ごみを減らす取り組み

●生ごみ処理機を活用し生ごみの減量をする。



●雑紙や新聞紙などの紙類の分別を徹底する。



●日用品等は詰め替え商品を使用する。



●マイボトルやマイバッグを使用し、プラごみの削減をする。



●食品ロスを削減する。(食品ロス削減推進計画参照)



◎事業者の役割

事業活動に伴うごみの減量化・資源化を意識し、適正分別を行うだけでなく、業種や業態によっては市民が取り組める環境を提供します。

事業系ごみを減らす取り組み

●一般廃棄物と産業廃棄物を正しく分別する。



●食品ロスを削減する。(食品ロス削減推進計画参照)



●再生紙の使用や電子化により紙の排出を抑制する。



●過剰包装はせず、簡易包装とする。



●古紙類をリサイクルする。



◎行政の役割

市民や事業者に対する、普及啓発や情報発信を行い、持続可能な社会の担い手を育みます。また、将来にわたって安定的なごみ処理を継続します。

行政の取り組み

●市HP、SNS、広報紙など多様な媒体を通じて情報発信を行い、啓発活動をする。



●ごみ焼却施設等の適切な維持管理を行う。

